

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 Sor. 4/2564 号に基づくソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業への奨励申請

仏暦 2564 年（2021 年）9 月 16 日付投資委員会布告第 Sor. 4/2564 号に基づくソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業への投資奨励を明確化するために、投資委員会事務局は以下の通り説明する。

第 1 項 投資奨励の目的

タイ国内でソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発が行われるよう促進し、情報技術において雇用創出およびタイ人人材育成を支援することを目的とする。

第 2 項 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの定義

2.1 ソフトウェアとは、設定したタスクを実行するようにコンピューターまたは電子デバイスに指示するための、コンピュータープログラム、アプリケーション、システム、またはコンピューター言語で書かれた命令セットを指す。

2.2 デジタルサービス提供のためのプラットフォームとは、インターネットまたはその他の電子ネットワークを通じてサービスを提供することにより、サービス開発者と利用者の間に情報、製品、サービスを交換するためにデジタルサービス提供に使用するシステム、チャンネル、またはプロセスを指す。

2.3 デジタルコンテンツとは、ゲーム、アニメーション、拡張現実（Augmented Reality）および仮想現実（Virtual Reality）テクノロジー等の、コンピューターで生成された映像（Computer Generated）を指す。

第 3 項 奨励付与の条件

3.1 タイ国内でのソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセス

3.1.1 タイ国内で新規で立ち上げた、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発のプロジェクトの場合は、奨励の対象とする。

3.1.2 奨励申請前に開発された製品を導入するプロジェクトの場合は、タイ国内で追加で開発もしくは改善をしなければならない。その開発もしくは改善は本説明書巻末のリストに記載されていないものとする。尚、奨励申請者は奨励申請前に開発された製品および奨励申請後に追加で開発もしくは改善をする部分の比較情報を提示し、少なくとも下記の項目の詳細を示すこと。

- (1) 製品名
- (2) ソフトウェアまたはデジタルサービス提供のためのプラットフォームのフィーチャー (Feature) またはファンクション (Function)
- (3) ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの構成
- (4) 開発に使用するツールおよびコンピューター言語

3.2 プロジェクトの最低投資金額

奨励申請をするプロジェクトの最低投資金額は、投資奨励申請後の追加雇用である情報技術のタイ人人員の給与費用から計算され、年間 150 万バーツ以上であること。詳細と計算方法は以下の通りである。

3.2.1 情報技術のタイ人人員とは、開発者、プログラマー、システムアナリスト、テスター、ソフトウェアエンジニア、フロントエンド開発者/バックエンド開発者、テスター、プロジェクト管理者など、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発を行う役職およびその役割を担う人員である。また、アニメーター、2D アーティスト、3D モデラー、ゲームアーティスト、デザイナー、ビジュアルアーティスト、コンピューターグラフィックなど、デジタルデバイスを使って芸術作品をつくるスキルがある人員 (Digital Artist) を含む。

尚、事務局は成績証明書 (Transcript)、卒業証明書 (Certificate)、元の雇用先からの在職/退職証明書など情報技術のスキルを表す証拠から情報技術のタイ人人員の資格を検討する。

3.2.2 プロジェクトの投資金額の対象とする情報技術のタイ人人員給与費用は歳入法典の第 40(1) 条に基づく費用から検討する。給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) もしくは源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) に明記された給与から検討し、法人の財務諸表に記載されている会計年度に基づき計算する。

3.2.3 給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) もしくは源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) に氏名の記載がある正規雇用の人員でなければならない。退職した人員を再雇用する場合、その人員は退職日より奨励申請日まで 1 年以上その企業に雇用されていれば、奨励申請後の追加雇用とする。

3.2.4 奨励申請後の追加雇用とは、奨励申請前に企業が既に雇用した情報技術のタイ人人員の雇用者数と比較して増加した情報技術のタイ人人員のみの雇用者数を指すが、その企業との労働契約が終了した人員にかわるために追加で雇用することを含まない。情報技術のタイ人人員の雇用の比較表の例では、4 年目には事務局が奨励申請後の追加雇用に 2 人で計算する。追加雇用が 3 人であっても奨励申請前に雇用した人員が 1 人退職したため、その 3 人雇用は 1 人が退職した人員にかわるので、奨励申請後の追加雇用は 2 人となる。

情報技術のタイ人人員の雇用の比較表

奨励申請前に既に 5人雇用した（ア.）	奨励申請後							
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
奨励申請前の人員数（イ.）	5	5	5	4	4	4	4	3
奨励申請後の追加雇用の人員数 （ウ.）	-	1	2	3	5	3	1	2
人員数合計（イ. + ウ.）	5	6	7	7	9	7	5	5
奨励申請後の追加雇用の計算 （人）（イ. + ウ. - ア.）	-	1	2	2	4	2	-	-

3.3 機械および設備の定義

機械および設備とは、直接にソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発のために使用するハードウェアもしくはソフトウェアを指す。投資奨励を申請するプロジェクトにはそのプロジェクトの状態に適切かつ適切な開発プロセスに使用する機械および設備を有しなければならない。

第4項 法人所得税免除の上限額の計算

一年毎の法人所得税免除の上限額は、その年度に実際に発生した被奨励プロジェクトの追加雇用のみの情報技術のタイ人人員の給与費用、タイ人人員向けの情報技術に関する研修訓練の費用、および所定の規格の認証を取得するための費用から計算される。被奨励者がその年度の法人所得税免除の上限額まで完全に法人所得税恩典を利用しない場合、その残り法人所得税免除金額は次年に積み上げ計算されることは出来ない。詳細は以下の通りである。

4.1 追加雇用となる情報技術のタイ人人員の給与費用

法人所得税免除の上限額は、奨励申請日以前の情報技術のタイ人人員雇用と比較して追加雇用する情報技術のタイ人人員の給与費用から計算される。法人所得税免除上限は当該費用の100%とする。以下の法人所得税免除恩典の使用申請上限額の計算表は例である。尚、法人所得税免除恩典使用を申請する際に、被奨励者が既存雇用および追加雇用を明確に分けて、一人ずつの給与費用を明記した人員名簿のデータを作成しなければならない。

ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業の
法人所得税免除恩典の使用申請上限額の計算の例

		奨励申請前		1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		5 年目		6 年目		7 年目		8 年目	
		人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)	人数	給与 (MB)
雇用	既存	10	1.00	10	1.00	10	1.00	9	0.90	9	0.90	8	0.80	8	0.80	8	0.80	8	0.80
	新規	－	－	1	0.10	15	1.50	15	1.50	20	2.00	20	2.00	52	5.20	40	4.00	0	0.00
	合計	10	1.00	11	1.10	25	2.50	24	2.40	29	2.90	28	2.80	60	6.00	48	4.80	8	0.80
奨励申請前に比較して 増加した人数（人）				1		15		14		19		18		50		38		－	
増加人員の給与（MB）				0.1		1.50		1.40		1.90		1.80		5.00		3.80		－	
法人所得税免除恩典の使用許可				－		Ⓣ		－		Ⓣ		Ⓣ		Ⓣ		Ⓣ		－	
法人所得税免除金額（MB）				－		1.50		－		1.90		1.80		5.00		3.80		－	
注意				追加雇用が年間 1.5 百万パーツ に達していない ため、法人所得 税免除恩典の使 用申請が出来な い。		奨励申請前と比 較して 15 人追 加雇用した人員 の給与である 1.50 百万パーツ		追加雇用が年間 1.5 百万パーツ に達していない ため、法人所得 税免除恩典の使 用申請が出来な い。		奨励申請前と比 較して 19 人追 加雇用した人員 の給与である 1.90 百万パーツ		奨励申請前と比 較して 18 人追 加雇用した人員 の給与である 1.80 百万パーツ		奨励申請前と比 較して 50 人追 加雇用した人員 の給与である 5.00 百万パーツ		奨励申請前と比 較して 38 人追 加雇用した人員 の給与である 3.80 百万パーツ		追加雇用が年間 1.5 百万パーツ に達していない ため、法人所得 税免除恩典の使 用申請が出来な い。	

注意：

- 雇用は、情報技術のタイ人人員のみの雇用となる。
- 仮説では、人員の給与が一人につき年間 0.10 百万パーツであり、昇給がないものとする。
- MB とは、百万パーツのことである。

4.2 研修訓練の費用

研修訓練の費用に関しては、法人所得税免除上限は当該費用の200%とする。詳細および条件は以下の通りである。

4.2.1 法人所得税免除金額として費用を計算できる研修訓練は、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発の情報技術に関する研修訓練でなければならない。研修・訓練の条件および形態は以下の通りである。

(1) 給与所得源泉徴収税申告書（P.N.D.1）もしくは源泉徴収申告書（P.N.D.1K）に氏名の記載があるタイ人人員への研修訓練でなければならない。奨励申請前に雇用した人員もしくは奨励申請日より新規雇用した人員への研修・訓練でも良い。

(2) 情報技術開発もしくはデジタルコンテンツの設計開発に関するコースでの外部機関による研修訓練（External Training）またはオンライン研修訓練でなければならない。研修訓練終了後に研修訓練コース名を記載した証明書（Certification）および研修訓練の費用を明記した領収書を得ること。

(3) 職業統合学習（WiL）、協同教育、デュアル職業訓練、または事務局が同意した情報技術分野でのタイ人人員育成のための協力などの指定協力形態通りの教育機関との協力プロジェクトの下での人材育成の場合、両当事者間が署名した契約や基本合意書（MOU）等の企業と教育機関の合意書もしくは証拠を有すること。また、その証拠には研修訓練コース名、研修訓練期間、研修訓練参加人数、およびプロジェクト実施計画を明記すること。

4.2.2 下記の研修訓練の費用は法人所得税免除恩典使用申請の対象とする。

(1) 外部機関による研修訓練またはオンライン研修訓練の場合：コース料金、教材費、研修訓練場所までの交通費、証明書を取得するための受験料

(2) 教育機関との協力プロジェクトの下での人材育成の場合：教材費、交通費、講師料、研修訓練開催の顧問料、証明書を取得するための受験料を含む研修訓練の開催費用となる。研修訓練参加者の手当、宿泊費および食費は対象外とする。

4.2.3 奨励申請後に発生し、法人所得税免除の恩典を申請する会計年度と同じ会計年度に発生する費用でなければならない。

4.2.4 他の政府機関に恩典申請をした費用は対象外とする。

4.2.5 法人所得税免除の恩典使用を申請する際に以下のような証拠を提示しなければならない。

(1) 研修訓練参加者を記載した証明書（Certification）

(2) 研修訓練の費用を明記した領収書

4.3 ISO29110 規格あるいは CMMI レベル 2 以上の認定、または相当する国際規格の認証を取得するための費用

ISO29110 規格あるいは CMMI レベル 2 以上の認定、または相当する国際規格の認証を取得するための費用に関しては、法人所得税免除上限は当該費用の100%とする。詳細および条件は以下の通りである。

4.3.1 以下の費用は法人所得税免除恩典使用申請の対象とする。

(1) 認証申請を準備するための研修費および認証の試験料 (Training and Certification)

(2) 以下の通りの、資料用意および認証申請の準備のための顧問料 (Consultation)

－ 予備調査/ギャップ分析評価 (Process Health Check/ Gap Analysis) の顧問料

－ プロセス定義および活用資料の作成・準備 (Process Definition and Implementation) の顧問料

－ 認証取得の評価前の予備審査のための評価の顧問料／評価試験料 (Readiness Review/ Go/No-go Appraisal)

(3) 認証書発行機関への認証書申請にかかる費用 (Certifying) 例として審査料 (Benchmark/ Formal Appraisal)、認証申請手数料 (Appraisal Fee) 等である。

4.3.2 奨励申請後に発生し、法人所得税免除の恩典を申請する会計年度と同じ会計年度に発生する費用でなければならない。

4.3.3 他の政府機関に恩典申請をした費用は対象外とする。

4.3.4 法人所得税免除の恩典使用を申請する際に以下のような関連証拠を提示しなければならない。

(1) ISO29110 規格あるいは CMMI レベル 2 以上の認定、または相当する国際規格の認証を取得するためにかかる費用を明記した領収書

(2) 有効期間が残っている認証書、認証を証明する書類もしくは証拠

第 5 項 法人所得税免除恩典使用申請の対象収入

以下の通りの、奨励されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発に直接関わる成果となる販売あるいはサービス提供による収入とする。

5.1 プロジェクトで開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの設置、テスト、改善、保守を含む開発による収入

5.2 プロジェクトで開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの販売による収入

5.3 プロジェクトで開発されたソフトウェアを利用するためのライセンス料 (License Fee) による収入

5.4 プロジェクトで開発されたソフトウェア、またはデジタルサービス提供のためのプラットフォームを利用するための購読料 (Subscription Fee) による収入

5.5 プロジェクトで開発されたアプリ内での追加フィーチャー／フアンクションの販売 (In-App Purchase) による収入

5.6 プロジェクトで開発されたソフトウェア、プラットフォーム、またはデジタルコンテンツに表示される広告費による収入

5.7 既存のソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツから追加開発するプロジェクトの場合、プロジェクトの初めて収入発生日は、プロジェクトの通りに追加開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発の販売あるいはサービス提供を行った日とする。

尚、法人所得税免除恩典使用申請の対象外とする収入は、コミッション料、被奨励プロジェクトの通りのソフトウェアまたはプラットフォームに直接関連していない費用および手数料（顧問料、ハードウェア調達費、小売業および卸売業を含む製品およびサービスの販売による収入、輸送費など）、プロジェクトでのソフトウェア開発がないデータもしくはデータ分析報告の販売費、または事務局が上記の収入に該当しないと審査した収入とする。尚、事務局は収入の形態または意図に基づき審査する。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2564 年（2021 年）10 月 14 日

巻末

ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、 またはデジタルコンテンツの開発事業への奨励付与条件の範囲

ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業への奨励は、以下のいずれかまたは複数の事を行うことは対象外とする。

- ウェブサイト制作
- データ分析に使用するアルゴリズム、ツール、またはエンジンの開発がないデータ受託分析
- プラットフォームを通じた製品およびサービスの販売、輸送および貸付
- ソフトウェアまたはプラットフォームの使用に対応するための言語の変更・追加
- ソフトウェアまたはプラットフォームのユーザーインターフェースの開発・改善
- 映画、ドラマ、広告、ドキュメンタリー向けのコンピュータグラフィックスまたはブイエフエックスの制作
- 動画編集
- 音声編集 (Sound Effect)